

平成27年度

試験事務

事業報告書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

平成 27 年度 試験事務 事業報告

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

平成 27 年 9 月まで、タクシー業務適正化特別措置法（以下「法」という。）に基づき、横浜地域における地理試験事務の代行実施機関として国の指定を受け地理の試験を実施した。

10 月からは法の一部改正に伴い、横浜地域では「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」（以下「試験」という。）の合格がタクシー運転者登録の要件となった。

試験はこれまでの「地理の試験」のほかに、「法令・安全及び接遇に関する試験」が加わることとなり、当センターは法に基づき、横浜地域における試験事務の代行実施機関として試験を実施している。

「地理の試験」については 40 問を出題し、正答率 80%以上（32 問以上の正答）を合格基準とし、問題については、建物・施設等の最新情報を反映させ更新に努めた。

法令・安全及び接遇に関する試験は 45 問を出題し、正答率 80%以上（36 問以上の正答）を合格基準としている。

尚、試験の再受験については試験場所の確保に努め、受験者の利便を図った。

平成 27 年度は、「地理の試験」を 121 回、「法令・安全及び接遇に関する試験」を 25 回実施した。

「地理の試験」は、再受験者を含めて 1,331 人が受験し、合格率は 51.01%であり「法令・安全及び接遇に関する試験」は、再受験者を含めて 344 人が受験し、合格率は 97.09%であった。